

なお、一般的には人力車は自家用と営業用とに分かれ、営業用の中には同業者が集まって組合を作り、溜り場を設けて順番に客の注文に応ずる方式をとるものと、組合に入らず辻にあるいは自宅にいて自由に客の注文に応ずる流しの業者があった。玉村地区では全員が組合に入っていたのか、流しのものがいたのかは不明である。なお、記録によると三十七年に人力車の取り締まりを所管する警察署から、各人に人力車の登録番号が交付されている。また、大正四年には車両検査が実施された記録があり、組合から各人に通知が出されているところから推定すると、おそらく全員が組合に入しており、警察署が組合を通じて指導監督していたと考えられる。

表 3-39 年別玉村町(旧玉村・旧芝根)
の人力車組合員数

年別	旧玉村地区	旧芝根地区	計
明治33年	人	人	人 18
34年	17	小泉 2	19
35年	16	〃 2	18
36年	14	小泉 1 五料 1	16
37年	16	五料 2 小泉 1	19
38年	11	〃 2 〃 1	14
40年	12	〃 2 〃 1	15
41年	14	不明 4	18
42年	角淵 13 1	〃 4	18
43年	〃 14 1	〃 4	19
大正 2年	〃 12 1	五料 1 小泉 2	16
3年	〃 11 1	〃 1 〃 2	15
4年	11	〃 1 〃 2	14
5年	11	〃 1 〃 2	14
6年	13	〃 1 〃 2	16
7年	13	〃 1 〃 2	16
8年	13	〃 1 〃 2	16
11年	11	五料 1 小泉 2 下之宮 1	15
12年	10	〃 1 〃 2 〃 1	14
13年	8	〃 1 〃 2 〃 1	12
15年	6	五料 1 小泉 2	9

(諸橋金治家文書より作成)

第一節 神への信仰

第六章
一
家と同族の神

に家
記・
る屋
神敷
屋内や家敷内には、家の守護と繁栄を願つて、いろいろな神像
がこちら伸びて守護を忍り、正月よごこは其をもつておる表

屋敷に家祀する神様は、室内や家内には家の守護と繁栄を願って、いろいろな神が祀られている。また戸戸や便所などどこも神の存在を認め、正月などでは供え物をしている家が多い。

神棚 多くの家では神棚を母屋の屋内に設けている。神棚は一種の祭壇である。ここには伊勢の皇太神宮、鎮守とする神社、また、ふだん信仰している社寺の札や御幣などを祀っている。 そして正月などの節日や、ムラの祭りには灯明を上げ、供えものをしている。また、その家の祝事や特別な願いごとをする時などにも持込まれてきた(本町一説)。

エビス・大黒様 エビス様と大黒様は財福を招く神といわれ、一対にして屋内の棚に祀っている家が多い。そして、一月二十日と十一月二十日のエビス講の日には、床の間か南面したザシキに移し、テンプラやお頭つきの魚などを供えて、家ごとの祭りを行ってきた。

かま神様　かまど神様のことを、木町内ではカマガミ様、またはオカマ様と呼んでいる。炊事場の柱の上に、南面して棚を設け、この中に祀る小さなわら束に御幣を立てたものを、カマガミ様の御神体としている。また、年の暮れには正月の輪飾りをその棚の下にさげて供えた。この輪飾りは一年間そのままにしておき、もし、魚の骨が喉のどにつかえた時には、これで喉をなぐるとよいといわれた(下新田)。また、正月には十二の垂たるの付いてる輪切りの注連をあげる家もある。そして、神無月の一日の日には、ぼたもちを三つか五つ、釜のふたを裏返した上に供えた。これをオカマ

うなづけることである（五料飯玉神社の南二軒目に斎藤といら人力車屋があつた）。それに対して五料のすこし北にあたる農村の小泉に、時には二台の人力車があつたのには、疑問をもたれるところであろうが、小泉には江戸時代の末期から、小児科専門で県内に名医の名が高かつた「重田医院」が、引き続き名聲を博していたから、明治・大正になつても多くの人達が診療をうけに来ていたので、その送迎にこの人力車が利用されたものと思われる。

また、角測にも明治から大正にかけて六年間、下之宮にも大正末期に近い三年間、人力車がそれぞれ一台開業していたことが知られる。

図3-14 人力車賃錢表（諸橋金治家文書より）

れによると、玉村を基点とし、				
一 玉村町々内				
一 新町（一里一二丁目約五・一キロメ）				
一 芝根（一里一〇丁目約五キロメ）				
一 倉貢野（一里三〇丁目約六・一キロメ）				
一 岩鼻（一里目約三・九キロメ）				
	金三〇銭	金九〇銭	金七〇銭	金円
	金五〇銭			